

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○公有水面埋立ての免許の出願	(漁港漁場課) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 1
○道路の供用開始(2件)	() 1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) (9・3 掲示) 2
○狩猟免許試験の実施	(鳥獣対策課) 2

告 示

高知県告示第536号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により公有水面の埋立てについて免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県水産振興部漁港漁場課及び高知県幡多土木事務所宿毛事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県(高知県知事 尾崎 正直)
- 埋立区域
 - 位置
宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番4地先の公有水面
 - 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点8と点1とを結ぶ平成18年秋分の日満潮位(DLプラス2.08メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
点1 土佐長崎鼻燈台(北緯32度53分42秒・東経132度42分18秒)から150度05分04秒1642.273メートルの地点
点2 点1から45度50分14秒3.517メートルの地点
点3 点2から48度32分28秒5.232メートルの地点

- 点4 点3から51度20分19秒5.233メートルの地点
点5 点4から54度01分33秒5.233メートルの地点
点6 点5から56度36分38秒5.235メートルの地点
点7 点6から59度17分19秒0.939メートルの地点
点8 点7から83度59分10秒8.222メートルの地点
- (3) 面積
72.95平方メートル
- 埋立てに関する工事の施工区域
 - 位置
宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番16地先の公有水面
 - 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点8と点Bとを結ぶ平成18年秋分の日満潮位(DLプラス2.08メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
点B 土佐長崎鼻燈台(北緯32度53分42秒・東経132度42分18秒)から150度51分19秒1628.484メートルの地点
点C 点Bから40度19分45秒13.172メートルの地点
点7 点Cから83度59分10秒37.573メートルの地点
点8 点7から83度59分10秒8.222メートルの地点

- (3) 面積
472.72平方メートル
 - 埋立地の用途
県道安満地福良線用地
 - 出願年月日
平成22年3月29日
- 高知県告示第537号
- 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
- その関係図面は、平成22年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
- 平成22年9月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 山路中村
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
四万十市不破字八幡ノ下1392番1から四万十市不破字本結	A	8.8 }	382
		19.4	
四万十市不破字本結	前	10.0 }	367
	B		

1693番2まで		16.6	
	後	8.8 }	382
		19.4	

高知県告示第538号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 山路中村
- 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
四万十市不破字八幡ノ下1392番1から四万十市不破字本結1693番2まで	382	平成22年9月15日

高知県告示第539号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年9月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 住次郎佐賀
- 道路の区域

供用開始区間	延長(メートル)	供用開始年月日
四万十市片魚字ヨセガサコ1550番12から四万十市片魚字ヨセガサコ6番1まで	166	平成22年9月14日
四万十市片魚字モモノキ		

104番2から 四万十市片魚字モモノキ 1570番1まで	152	平成22年9月14日
四万十市片魚字モモノキ 1573番4から 四万十市片魚字モモノキ 1573番1まで	122	平成22年9月14日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年9月3日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年9月3日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年9月3日	特定非営利活動法人ら・ら・ら会	早藤 久美子	吾川郡いの町6032番地3	この法人は、障害児者に対して通所の働く場を設置、運営する事により、授産・相談・研修・情報提供・交流・創作活動等を通して生活、介護への支援に関する事業を行い、障害児者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

~~~~~  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成22年9月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所等

| 日時                     | 場所           | 試験を実施する免許の種類     |
|------------------------|--------------|------------------|
| 平成22年12月17日<br>午前10時から | 中村地区建設協同組合会館 | わな猟免許            |
| 平成23年1月14日<br>〃        | 高知県立ふくし交流プラザ | 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許 |
| 〃 〃 15日<br>〃           | 〃            | わな猟免許及び網猟免許      |

2 免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内において、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄にはり付けること。）

3 免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県文化生活部鳥獣対策課にそれぞれの試験の実施日の10日前までに到着するように提出すること。

4 免許申請書の配布場所

高知県文化生活部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県文化生活部鳥獣対策課に問い合わせること。